

豊島区地域防災計画

【本 編】

豊島区防災会議

令和2年4月1日作成(令和3年3月26日承認)

第 1 章 応 急 活 動 態 勢

第 1 節 基本方針

災害の発生または発生の恐れがある場合、区、防災関係機関及び区民は応急対策に取り組み、被害を最小限にとどめる必要がある。

そのため、区及び防災関係機関は、相互に密接な協力体制を構築し、災害の拡大防止や救護救援活動が的確かつ迅速に実施できるようにしなければならない。また、必要に応じて、都知事に災害救助法の適用を要請するなど応急対策に全力で取り組む。

第 2 節 豊島区災害対策本部の組織・運営【総務部】

第 1 区災害対策本部の設置

- 区長は、豊島区において震度5弱以上の地震が発生した場合、または区の地域に大規模な災害が発生、その恐れがある場合に災害対策本部を設置する。
- 災害対策本部は、豊島区本庁舎5階の会議室507から510に設置し、「災害対策本部」の表示を掲げる。ただし、災害の状況によっては、他の場所に設置することができる。

第 2 設置の通知等

1 設置の通知及び区民への周知

- 本部長は、豊島区において震度5弱以上の地震が発生した場合または災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に規定する程度以上の災害が発生、その恐れがある場合において災害対策本部を設置したときは、直ちに、下記に対して設置を通知する。
 - (1) 区の全ての部局の長
 - (2) 東京都知事
 - (3) 区内防災関係機関の災害対策責任者
 - (4) 防災会議委員
 - (5) 隣接区の区長
- また、本部長は、設置を通知する際、同時に報道機関へ発表するとともに、区民に対して周知する。

2 災害救助法の適用申請

- 本部長は、災害対策本部を設置したときは、被害状況に応じて、都知事に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を申請する。

3 区職員への周知

- 区の各部局の長は、区災害対策本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対して周知する。

第3 区災害対策本部の廃止

- 本部長は、災害が発生する恐れが解消したと認めるとき、または災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部会議の審議を経て、本部を廃止する。
- 災害対策本部を廃止したときは、設置に準じて関係者に通知する。

第4 区災害対策本部の組織・運営

1 組織

(1) 本部・本部長室

- 本部は、本部長室及び各部をもって構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員をもって構成する。
- 各部には、課、地域本部及び班等を置く。

(2) 副本部長・危機管理監

- 副本部長は、副区長及び教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）の職にある者をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長、教育長の順序とする。なお、副区長の順位は、豊島区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則による。
- 危機管理監は、災対各部を統括して、災害応急対策に係る情報の収集及び分析、対応策の立案、各部局に対する助言、指導及び総合調整、関係機関との連携等の業務を統括する。

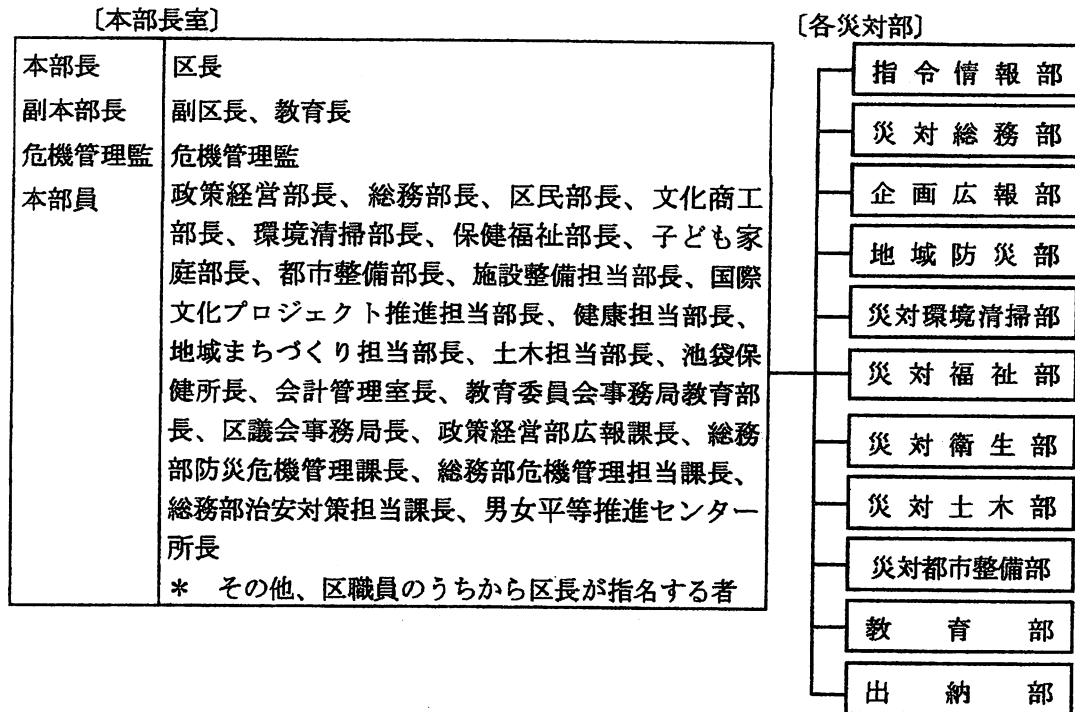
(3) 本部員

- 本部員は、豊島区組織規則（昭和49年豊島区規則条例第2号）第8条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する担当部長（管理監を除く。）、池袋保健所長、会計管理室長、教育委員会事務局教育部長、区議会事務局長、政策経営部広報課長、総務部防災危機管理課長、総務部危機管理担当課長、総務部治安対策担当課長及び男女平等推進センター所長の職にある者をもって充てる。
- 以上の者の他、本部長は、必要があると認めたときは、区職員のうちから本部員を指名することができる。

2 区本部の組織及び分掌事務

【参照：豊島区災害対策本部運営要綱（資料編 V 例規等p.28）】

3 組織図



第5 区災害対策本部の設置及び配備態勢

1 災害対策本部の設置基準

- 本部長は、災害が発生したとき、または、そのおそれがある場合、災害対策本部を設置することができる。
- 豊島区の地域において震度5弱以上の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部を設置する。

2 夜間休日等の配備態勢

- 夜間休日等の勤務時間外に、豊島区の地域において震度5弱以上の地震が発生したときは、災害対策本部が設置されたものとして、職員は自動参集しなければならない。
- 震度5弱又は5強で緊急配備態勢、震度6弱以上で全員配備態勢が発令されたものとする。

3 勤務時間内の配備態勢

- 本部長は、災害の状況等に応じて、夜間休日等の配備態勢を基本に、その都度、必要な配備態勢を決定する。

配備態勢の種別及び参集職員

種 別	発令時期	態勢及び参集職員
初動態勢	①震度4(*) ②本部長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の拡大を防止するために必要な準備を開始し、関係機関からの情報収集や区民への情報伝達を実施する態勢。 ○ 災害の状況等に応じて、緊急配備態勢を発令。 <p><参集職員></p> <p>防災危機管理課職員、災害対策要員、その他指名された職員</p>
緊急配備態勢	①震度5弱又は5強(*) ②本部長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援センターの開設を視野に入れ、情報の収集・伝達、社会混乱の防止及び被災者の救援・救護活動、被害の拡大防止を実施する態勢。 ○ 豊島区本庁舎から居住地まで直線距離で15km以内の職員は、指定された災害対策に従事。 ○ 災害の状況等に応じて、全員配備態勢及び業務継続計画を発令。 <p><参集職員></p> <p>防災危機管理課職員、災害対策要員、防災危機管理課兼務職員、管理職、緊急配備職員(救援センター配備職員、専門業務従事職員災害広報・情報通信対策要員、施設所管課職員、その他業務従事職員)</p> <p><従事業務></p> <p>災害対策本部の開設、災害情報の収集・伝達、救援センター開設準備・開設、帰宅困難者対策等</p>
全員配備態勢	①震度6弱(*) ②本部長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急配備態勢を強化し、区の全力をもって対処する態勢で、自動的に業務継続計画を発動する。 <p><参集職員></p> <p>全職員</p> <p><従事業務></p> <p>緊急配備態勢の業務、非常時優先業務等</p>

* 豊島区の地域における震度

3 東海地震警戒配備態勢

- 勤務時間外に東海地震警戒宣言又は予知情報が発せられたときは、東海地震警戒配備態勢が発令されたものとして、事前に指定された職員は自動的に参集しなければならない。

4 配備態勢に基づく事前対策

- 通常の行政組織における部長は、毎年度の当初に各配備態勢において配備すべき職員を指名し、配備態勢別職員動員表を作成して、防災危機管理課に提出する。
- また、自身が被災するなど部局長が欠けた場合に備えて、各部局長を代理する職員及び

順序をあらかじめ指定し、部局職員に周知徹底しなければならない。

第6 防災拠点の整備

- 区全体の防災拠点として、豊島区本庁舎及びとしまみどりの防災公園を位置づける。
- 豊島区本庁舎は、防災対策及び復旧・復興の司令塔として、災害発生時には災害対策本部、震災復興本部の機能を最優先して確保する。
- としまみどりの防災公園は、災害発生後の段階に応じて、木造住宅密集地域からの避難場所、帰宅困難者の一時待機場所、隣接する市街地整備区域と連携した一時滞在施設、区全体の物流拠点などの機能を担う。
- 今後、豊島区本庁舎ととしまみどりの防災公園の連携を強化し、防災拠点としての機能を高めていく。

第7 地域本部の設置

1 地域本部の設置

- 区は、応急対策の指令塔となる地域本部について、区立小中学校等12箇所を指定し、災害時の情報収集や救援センターの開設などを実施する。
- 地域本部は、災害対策本部や地域内の救援センターとの連絡調整機能を確保するため、移動系防災無線に加えて、新たに地域系防災無線の配備など必要な防災機能を整備していく。
- 地域本部の設置期間は、発災日から7日間とし、原則として、それ以降は地域防災部管理課において業務を引き継ぐ。

【参照：豊島区災害対策本部地域防災部 地域本部一覧(資料編 II 震災対策編第2部p.1)】

2 地域本部長、地域本部長補佐の任命

- 区長は、災害対策本部や地域内の救援センターとの連絡調整を担い、地域本部の所管事務を総括する地域本部長、地域本部長補佐（以下、「地域本部長等」という。）を管理職及び管理職心得（以下、「管理職等」という。）から任命する。
- 地域本部長等の任命期間は、発災前から発災後7日間とし、原則として、それ以降は地域防災部管理課において業務を引き継ぐ。
- 発災直後からの迅速な緊急応急対策を実施するため、地域本部長等の任命基準は下記のとおりとする。

<地域本部長等の任命基準：すべてに該当する者から任命>

- 区内、隣接区及び豊島区本庁舎から直線距離で10km以内に居住している者
- 災害対策本部員以外の者
- 震災復興準備室及び震災復興本部員以外の者
- 医師、保健師、土木造園、建築の専門職種以外の者
- 業務継続計画で示された発災後3日（フェーズ3）までの非常時優先業務の実施に支障がない者

* その他、区長は必要と認める者を任命することができる

第8 救援センターの整備

1 救援センターの整備

- 区は、全区立小中学校等を避難所となる救援センターとして指定し、被災者の救援救護活動を実施するため、防災行政無線及び小型消火ポンプ（D1級）等の他、資器材や医薬品等の整備を進めている。
- 区は、災害時に救援センターの機能が効果的に発揮できるよう、防災関係機関、区医師会等の民間協力団体及び地域防災組織が参加し、一体となった総合防災訓練を実施する。
- 区は、被災者の救援・救護活動を円滑かつ迅速に実施するため救援センターを開設する。

2 救援センター開設の時期・期間

- 救援センターは、区内で震度5強以上の地震が発生または予知されて要収容救護者が多数見込まれる場合に区長が指示したとき、もしくは避難の勧告または指示が発令されたときに災害対策本部の指示により開設し、原則として、開設期間は発災後7日間とする。
- 救援センターは、救援センター運営調整会議のもと、避難者による運営を基本とし、学校や他自治体等からの応援職員、ボランティアを中心に区を含めた関係機関が支援する。

3 救援センター配備職員

- 区長は、救援・救護活動が必要と見込まれる場合、あらかじめ救援センター配備職員を指定し、災害時に地域本部、救援センター等に派遣する。
- 救援センター配備職員の指定基準は、居住地から豊島区本庁舎までの直線距離が15km以内の者とする。
- 区立小中学校において、災害対策本部教育部学校班所属の緊急配備態勢指定職員は、各自所属の学校へ出動する。

4 教育部学校班職員の派遣・任務

- 教育部学校班の職員は、学校長の指揮のもと、次の業務を実施する。
 - ・ 学校施設の被害状況の調査・点検を行い、その結果を所管の地域本部へ報告する。
 - ・ 校門・扉等の解錠と資器材格納庫の解錠、被災者の受け入れ準備を行う。
 - ・ 地域本部から派遣される職員との協力体制を確立する。
- 各救援センターに派遣された職員は、学校長又は指定管理者の責任者と施設の利用について連絡をとり、十分な保安全管理にあたり、次の業務を実施する。
 - ・ 近隣に火災発生のはきは、延焼を防止するため、地域防災組織及び学校班又は指定管理者の協力を得て、初期消火活動にあたる。
 - ・ 収容者の受付に関する事。 (地域防災組織の協力を得て、適当な人員をもって班を編成し、班長を定め班ごとに体育館・教室等へ収容する。)
 - ・ 給食・給水及び生活必需品の受払に関する事。
 - ・ 情報の収集・伝達に関する事。 (災害対策本部及び地域本部からの有線、無線、伝令等による指示を受信伝達し、地域の情報や被害状況を収集連絡する。なお、センターでの広報無線は、原則として、災害対策本部から直接、本部指令及び災害広報を送信するが、局地放送を必要とする場合は、本部の了解を得て運用する。)
 - ・ 医療救護活動の協力に関する事。
 - ・ 女性の視点等への配慮など救援センターの適正な運営の確保に関する事。

第9 災害対策要員の指定

1 災害対策要員の指定

- 区は、夜間休日等の勤務時間外において、応急対策の実施及び災害対策本部の設置にあたり、本部長室及び地域本部・救援センターの開設支援などの人員を確保するため、業務遂行に必要な職員を区内に居住させて、災害対策本部直属の要員として位置づけている。

2 災害対策本部での業務

- (1) 災害対策本部設置の準備
- (2) 防災関係機関、協力団体との連絡
- (3) 地域本部との連絡

3 地域本部での業務

- (1) 地域本部設置の準備（校門、資器材格納庫等の開錠、無線の準備等）の支援
- (2) 地域本部長・地域本部長補佐及び庶務班と連携した地域本部の運営の支援

4 救援センターにおける業務

- (1) 救援センター開設の準備（校門、資器材格納庫等の開錠、無線の準備等）の支援
- (2) 救援センターに派遣された職員、学校班と連携した救援センターの運営

5 物流拠点での積み下ろし業務及び配分業務

第10 現地連絡調整所長及び帰宅困難者対策要員の指定

1 現地連絡調整所長の任命

- 区長は、現地連絡調整所の事務を統括する現地連絡調整所長を管理職等から任命する。
- 現地連絡調整所長の任命基準は、地域本部長等と同様とする。
- 池袋駅現地連絡調整所長の任命期間は、発災前から発災後3日間とし、原則として、それ以降は指令情報部指令情報課において業務を引き継ぐ。

2 帰宅困難者対策要員の指定

- 区長は、多数の帰宅困難者が発生した際に、帰宅困難者対策拠点の開設・運営、備蓄物資の運搬・配分等の業務に従事する職員として、緊急配備態勢指定職員の中から帰宅困難者対策要員を指定する。
- 帰宅困難者対策要員は、現地連絡調整所長の指示により、その他必要な業務に従事する。

3 参集時期

- (1) 夜間休日等の勤務時間外において、災害や大規模停電等により交通機関が停止し、駅周辺の混雑が相当程度予測される場合または震度5弱以上の地震が発生した場合に、本部長の指示により災害対策本部に参集
- (2) 夜間休日等の勤務時間外において、震度5強以上の地震が発生したときには、本部長の指示があったものとして災害対策本部に参集
- (3) その他、本部長が必要と認めたとき

4 業務内容

- (1) 現地連絡調整所、情報提供ステーション、備蓄物資集積・配分所、一時滞在施設の開設・運営
- (2) 備蓄物資集積・配分所にて物資の受領・集積・配布
- (3) 滞留者や帰宅困難者の案内・誘導

【参照：第2部 第12章 第3節 第3 対策拠点の整備】

第11 災害広報・情報通信対策要員の指定

- 災害対策本部における広報及び情報通信の機能を確保するため、企画広報部（広報課、情報管理課）の職員のうち、あらかじめ災害広報・情報通信対策要員として指定する。
- 災害広報・情報通信対策要員は、災害発生時とともに、平常時から災害時のマニュアルの作成や防災訓練に参加し、災害時の対応力を高めておく。

第12 災害対策兼務職員の指定

- 災害対策本部における人員を確保するため、防災危機管理課の勤務経験がある職員の中から、あらかじめ兼務発令し、災害対策本部における業務及びその他本部が命じる業務に従事させる。

第13 会計年度任用職員等の活用

- 災害時における救援センター及び災害対策各部の機能、業務を補強するため、会計年度任用職員の活用を図る。

第14 都本部への職員派遣

- 区は、都の災害対策本部が開設された場合、本部長室の事務に協力するため、都本部へ職員を派遣する。そのため、区は、発災時等の都本部派遣職員を事前に定めておく。

第15 東京都防災センターとの連携

- 東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。区は、東京都防災センターの通信室と情報交換を図り、連携を強化する。

第16 オープンスペースの使用調整

- 地震が発生した場合、応急活動を効果的に展開するために重要なオープンスペースの使用については、必要に応じて、都と調整し、使用にあたっての利用要望を都に提出する。

【参照：豊島区における災害時利用可能なオープンスペース一覧（資料編Ⅱ 震災対策編第2部 p. 2）】

第10章 避難者対策

第1節 基本方針

災害時には、浸水、崖崩れ、延焼火災等が発生する恐れがあり、区民の避難を必要となる場合が数多くなると予想される。被災者の生命、身体等の安全を確保するため、平常時から避難に必要な態勢を整備する。

避難対策については、感染症の防止、感染拡大を踏まえた視点から、救援センターへの避難だけでなく、効果的な分散避難を促進する。

第1 避難場所等

名 称	定 義
避難場所 (広域避難場所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都が東京都震災対策条例第47条に基づき指定する。例えば、雑司が谷墓地、立教大学等。 ○ また、火災の拡大する恐れがなく、避難場所と同程度の安全性を有するため、広域的な避難をする必要のない地区を地区内残留地区に定めている。豊島区では、池袋地区が指定されている。 <p><指定の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺市街地大火によるふく射熱 (2,050kcal/m²h) に対して、安全を確保できる有効面積がある。 ・ 震災時に避難者の安全を著しく損なう恐れのある施設が、避難場所内部に存在しない。 ・ 収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として、原則として一人あたり1㎡を確保する。 ・ 避難場所ごとの地区割当計画の作成にあたっては、町丁、町内会、自治会区域を考慮する。
避難道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所への距離が3km以上ある地域や火災による延焼の危険性が著しい地域において、避難者を安全に誘導するため、予め指定した道路。東京都が東京都震災対策条例第48条に基づいて指定する。
一時集合場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町会が指定した地域の集合場所で、災害による危険から一時的に身を守る場所。 ○ また、町会(地域防災組織)単位等で一時的に集合し、状況を把握し合った後、必要な地域活動を検討し、実行する拠点ともなる。 ○ 区は、指定箇所を把握し、災害時の自主的な活動を支える防災設備の設置を検討する。

【参照：避難場所一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.65)】一時集合場所一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.67)】

第2 救援センター等

名 称	定 義
救援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により住宅が住めない状態となった場合、一定の期間、避難生活する場所。その他、情報連絡や給水・給食、医療救護など支援の拠点ともなる。豊島区では、区立小中学校等を指定している。（東京都地域防災計画における「避難所」に相当） ○ また、救援センターは「一時集合場所」の機能を併せ持つ。
福祉室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者を受け入れるスペース。救援センターの中の和室や多目的室等。
補助救援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援センターで避難者を収容しきれなかった場合に、開設する補助的な救援センター。（東京都地域防災計画における「避難所」に相当する） ○ 例えば、区民ひろば等の区有施設や幼稚園、都立高校、私立大学等の教育施設等。
福祉救援センター (通所型)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、障害者のための救援センター。（東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当） ○ 例えば、心障センター、生活実習所、福祉作業所等。
福祉救援センター (介護型)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、要介護度が重度の者のための救援センター。（東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当） ○ 例えば、特別養護老人ホーム等。
福祉救援センター (子育て支援・乳幼児対応型)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援センターでは、避難生活が困難な乳幼児及びその保護者のための救援センター。（東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当） ○ 例えば、区立保育園、子ども家庭支援センター。

【参照：救援センター／区立小中学校等一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.71)

福祉救援センター(通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型)、補助救援センター一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.60)】

第3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所、指定避難所

- 従来の災害対策基本法においては、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなっていると指摘された。
- このため、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別された。災害対策基本法で規定された指定緊急避難場所、指定避難所の定義は以下の通りである。

- 指定緊急避難場所
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。
- 指定避難所
災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

2 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

- 豊島区では、災害時の避難場所と避難所について、災害の種類（「地震」「洪水」「内水氾濫」「崖崩れ」「大規模火災」）ごとに整理している。
【参照：指定緊急避難場所、指定避難所（資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.73）】
- ただし、各避難場所、避難所の呼称は、混乱を避けるため、「指定緊急避難場所、指定避難所」とせず、従来どおり「救援センター」とする。 ○ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時からホテルや旅館等の活用を含めて検討する。

第2節 避難態勢 【総務部・消防署・警察署】

第1 避難の方法

感染症を踏まえた複合災害対策としての避難については、救援センターへの避難以外に、「在宅避難」「親戚・知人宅への避難」「ホテル・旅館等への避難」など、避難の分散化を促進する。

第2 避難準備情報及び避難勧告・指示等

機 関 名	内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部長から区長に対して、避難の勧告または指示があった場合、その勧告・指示に従い、直ちに所要の措置をとる。 ○ 区域内において、土砂災害警戒情報が発表されるなど危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と協議のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告または指示するとともに、速やかに都本部へ報告する。 ○ 避難勧告又は指示の発令が予想され、避難勧告又は指示の発令後、要配慮者の避難が間に合わないことが予想される場合、状況に応じ避難準備・高齢者等避難開始を発表する。 ○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または退去を命ずる。 ○ 平常時から一定の地域又は町会（地域防災組織）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。 ○ 区が平成19年度に作成した「内部共有名簿」及び「地域共有名簿」をもとに、地域防災組織等の協力により、避難行動要支援者等を優先的に避難させて、安全を確保する。 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示の伝達は、区が警察署、消防署の協力を得て、当該住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。なお、伝達方法は、固定系無線や広報車を活用する他、高齢者・障害者に配慮した多様な手段により情報発信する。 ○ 救援センター内での過密化を抑制するため、自宅が安全な場合は自宅に留まる「在宅避難」や、親戚・知り合い宅に避難する「縁故避難」を呼び掛ける。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、水防法または地すべり等防止法に基づく避難を指示する。 ○ 災害の発生により区がその全部または大部分の事務を実施することができなくなった場合は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部または一部を区長に代わって実施する。

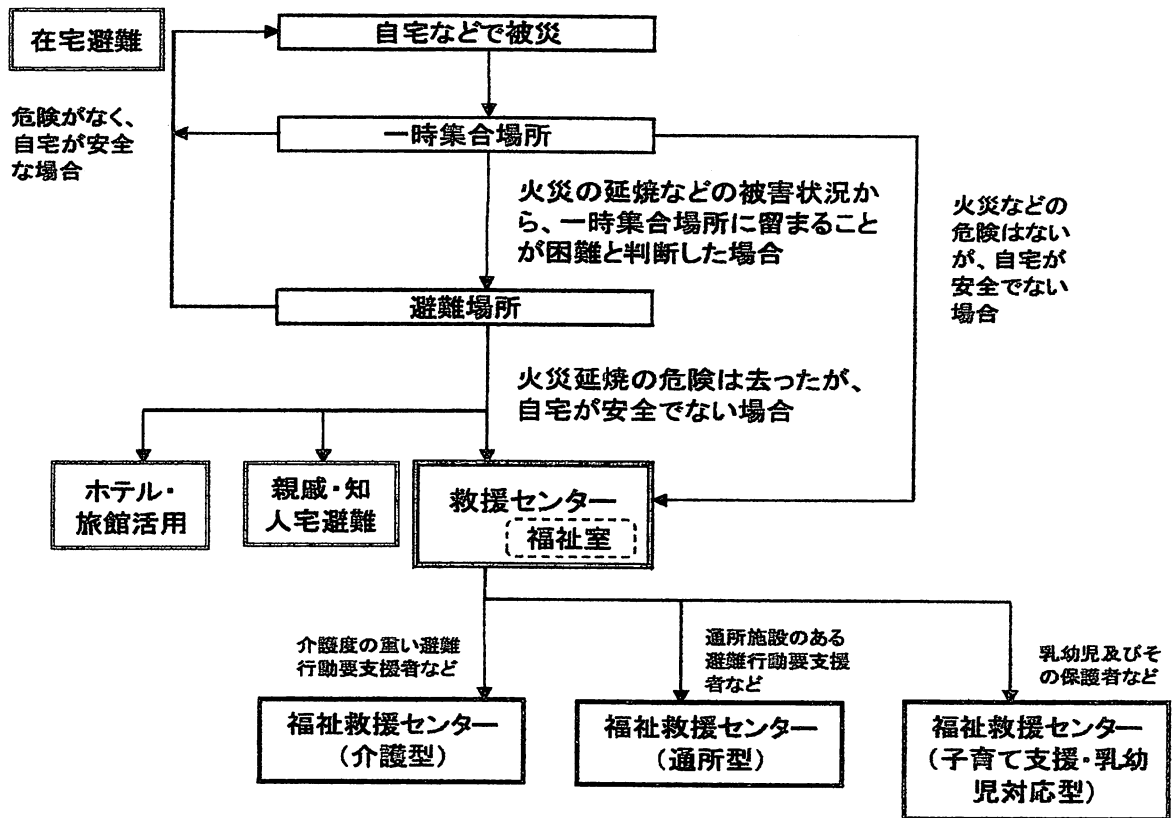
機 関 名	内 容
警 察 署	火災の発生、津波の来襲等の危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難を指示する。この場合、直ちに区長に対し、避難を指示した日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の状況により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報する時間がない場合の関係機関と連携した避難勧告又は避難指示及び区へのその内容の通報 ○ 避難勧告又は避難指示が出された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、消防車両等所有車両により避難勧告又は指示を伝達

第3 避難誘導

機 関 名	内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の勧告又は指示が出された場合、警察署及び消防署の協力を得て、一定の地域又は町会（地域防災組織）、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難住民を集合させる。その後、町会長（地区長）や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、予め指定した救援センター等に誘導する。 ○ 一時集合場所への集合の際、要配慮者などの情報について、可能な限り収集するよう努める。 ○ 要配慮者の避難誘導については、地域防災組織の主体的活動のもとに、区は、消防団等と連携するとともに、民生委員及び周辺住民の協力を得て避難場所への誘導に努める。 ○ 感染症対策として、自宅が安全な場合は自宅に留まる「在宅避難」や、親戚・知り合い宅への「縁故避難」を呼び掛け、救援センターにおける避難者の過密抑制に努める。 ○ 避難の勧告、または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、避難準備・高齢者等避難開始発表の基準方法や予め地域の実情、発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主統制により一時集合場所に集合した地域住民、事業所職員等は、町会長・管理者等のリーダーを中心に編成した集団単位で、指定された救援センター等に避難させる。この場合、災害時要援護者は優先して避難させる。 ○ 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報の他、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。 ○ 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じる。 ○ 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務

	<p>執行法に基づく措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 避難場所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。
消 防 署	<ul style="list-style-type: none">○ 避難の勧告又は指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、気象状況、災害の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。○ 避難勧告又は避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所及び避難に係る道路等の安全確保に努める。

第4 居住地域で被災した場合の避難方式



1 各段階の避難行動

(1) 第1段階：被災した場所 ⇒ 一時集合場所

- 自宅等の被災した場所から、町会の集合場所である一時集合場所に向かい、町会（地域防災組織）単位等で一時的に集合する。
- 互いに火災や家屋倒壊、要配慮者等の安否情報、地域の状況等を把握しあった後、消火活動や救出・救護活動等の必要な地域活動を検討し、実行する。

(2) 第2段階：一時集合場所 ⇒ 避難場所

- 火災の延焼拡大等の被害の状況等から、一時集合場所に留まることが困難と判断した場合、町会（地域防災組織）単位等の集団を維持したまま、避難場所へ集団避難する。
- ただし、火災などの危険がなく、自宅が安全な場合は在宅避難する。自宅が安全でない場合は、救援センターへの避難や親戚・知人宅等への縁故避難等、分散して避難する。

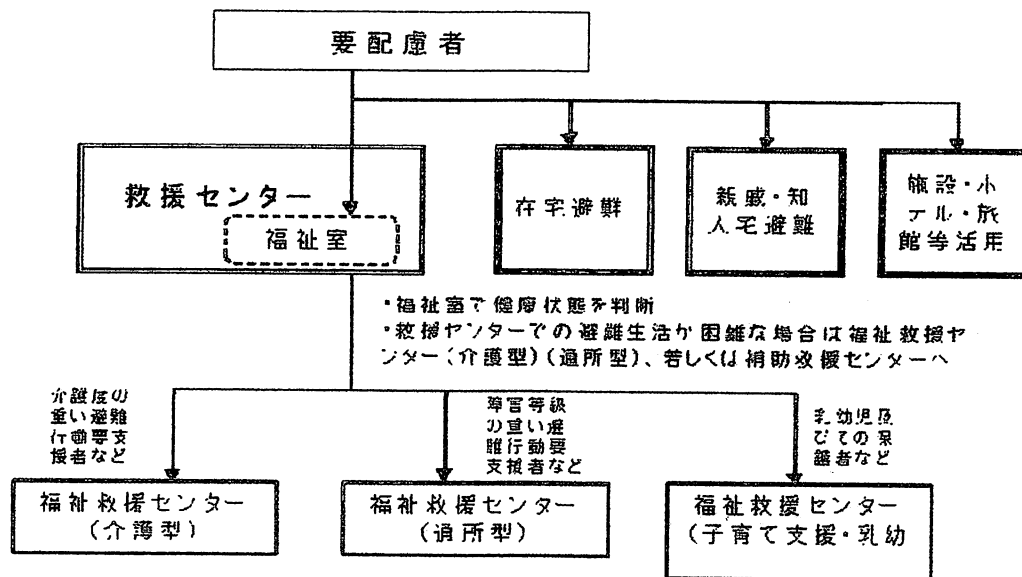
(3) 第3段階：避難場所 ⇒ 救援センター

- 火災延焼の危険が去った後、地域の状況等を再度確認し、被害の状況等から自宅が安全でない場合、町会（地域防災組織）単位等で集団を形成し、救援センターへの避難や親戚・知人宅などへの縁故避難等、分散して避難する。
- ただし、自宅が安全な場合は在宅避難する。

2 注意事項

- 避難する必要がなくなった場合は、その時点で避難行動を終了とする。
- 避難の勧告や指示を行ういとまがない場合、地域の実情や災害の状況によっては、避難場所への直接避難する。

第5 要配慮者の避難



特に介護レベルの高い方

- ・福祉室で健康状態を判断
- ・様態に応じて福祉支援センター(介護型)、若しくは病院へ

1 要配慮者の避難行動

- 自宅が安全な場合は在宅避難を基本とする。自宅が安全でない場合は感染症のリスクを軽減するために支援センターに優先して、縁故避難を検討するなど避難の分散を促進する。その場合、安否の確認、避難方法、支援の必要性等の情報を支援センターに伝える。
- 自宅に留まることができない高齢者、障害者の要配慮者は、一旦、支援センター(福祉室)へ避難する。福祉室で様態を判断し、支援センターでの避難生活が困難な場合は、福祉支援センター(介護型、通所型)へ移送する。また、症状が軽い場合は福祉室での避難生活を継続するが、特に要介護度の高い場合は特養併設の施設に入所する。

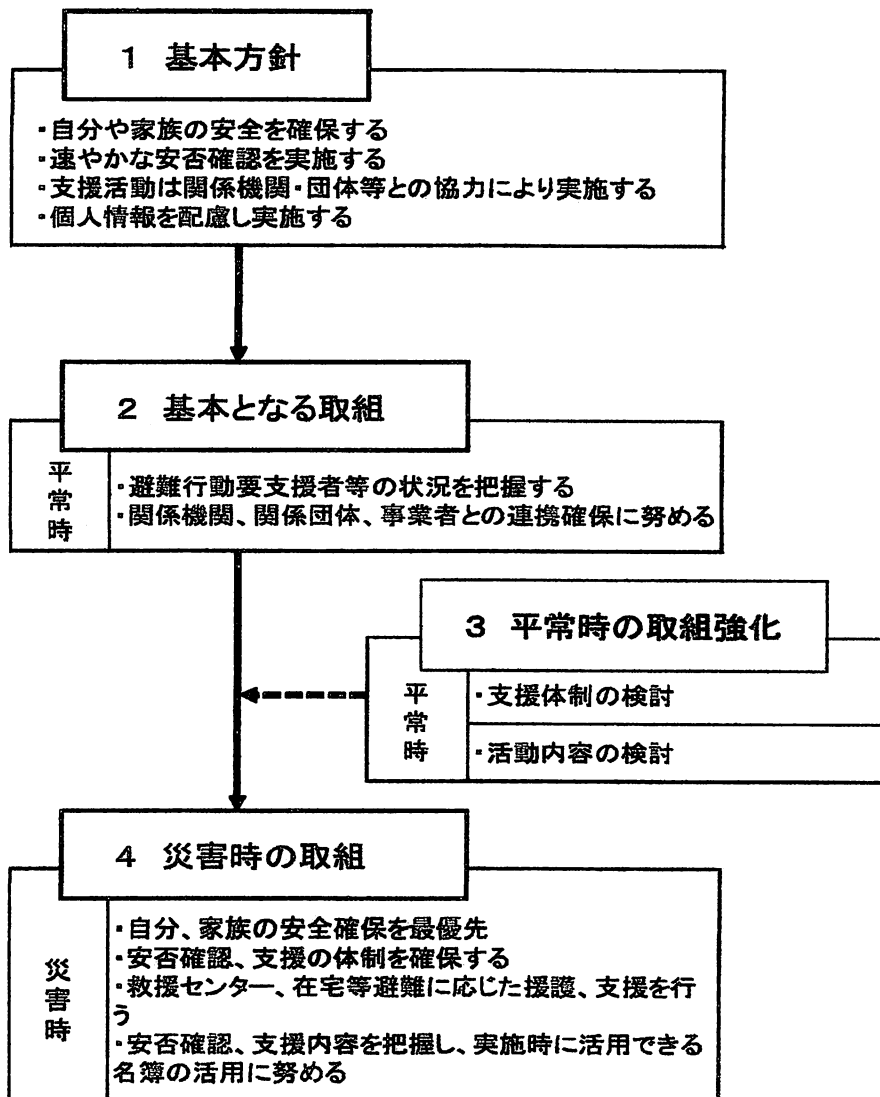
2 乳幼児等の避難行動

- 自宅に留まることができない乳幼児とその保護者は、一旦、支援センター(福祉室)へ避難する。支援センターでの避難生活が困難な場合は、福祉支援センター(子育て支援・乳幼児対応型)へ移送する。

3 注意事項

- 家族は介護人員として期待し、同伴を認める。ただし、同伴人数は、介護に最低限必要な人数とする。
- また、家族は施設長等の指示に応じ、施設の運営に支障をきたさないよう心掛ける。

第6 避難行動要支援者等の支援



1 基本方針

- 第一に自身や家族の安全を確保する
- 速やかに安否確認を実施する。
- 支援活動は助け合いの範囲で実施する
- 個人情報に配慮し、名簿の取扱いに注意する

2 基本となる取組

- 災害時の支援活動を円滑に実施するためには、平常時から避難行動要支援者等の状況把握が必要となる。避難行動要支援者等の居住地確認や防災訓練への参加を促進し、状況把握に努める。
- 関係機関、関係団体、事業者等との連携確保に努める。

3 平常時の取組強化

- 災害時には、一人の避難行動要支援者等に対して、複数人で支援する体制が理想となる。災害時の支援活動を円滑に実施するため、平常時から支援体制の検討が求められる。さらに、平時の見守り活動の内容を検討することが望ましい。
- 安否確認、支援内容を把握し災害時に活用できる名簿等の整備に努める。

4 災害時の取組

- 災害が起きたら、まず自身や家族の安全を確保する。
- 町会の集合場所である一時集合場所へ向かい、お互いの安否確認や地域の状況を把握する。その後、複数人で初期消火や安否確認、避難支援等の地域活動を実施する。
- 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等の確認情報は、救援センター及び地域本部に速やかに報告し、救援センター及び地域本部は情報を集約し支援活動等の資料とする。
- 救援センターに避難後は、「救援センター開設標準マニュアル」を参考に運営調整会議福祉部が中心となって、避難行動要支援者等の安否確認や避難誘導、避難所でのケア等を実施する。

第7 避難場所（広域避難場所）の運用

- 区は、区内の避難場所（5か所）を運用する。ただし、区のみに対応が困難な場合は都が補完する。
- 2以上の区にわたって所在する避難場所、または2以上の区の被災住民が利用する避難場所の運用については、事前に関係する区が協議して対処する。
- 区は、避難場所での滞在が長期化する場合、当該避難場所に至近の地域本部及び救援センターは概ね次の措置を講じる。
 - ・ 避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員の適切な配置。
 - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜、正確な情報の提供及び適切な指示。
 - ・ 傷病者に対して救急医療を施すため、救援センター医療救護所の開設及び医師等の確保。
 - ・ 避難場所の衛生の保全。
 - ・ 給水、給食、救急物資の手配及び平等かつ能率的な配給方法等の準備。
 - ・ 避難解除となった場合、避難者の帰宅行動、または救援センターへの移動の安全かつ円滑な誘導。
- 都は、区から避難場所の運用に関して必要な措置の要請があった場合は、直ちに都各部局または関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。
- 区は、避難場所の運用に関して、防火担当責任者を指定するなど、避難場所の防火安全対策を推進する。

第 11 章 救援センター、福祉救援センター、補助救援センター

第 1 節 基本方針

災害により住居等が被害を受けるなど、引き続き、救助を必要とする被災住民を受け入れるため、救援センター及び補助救援センターを開設する。

第 2 節 救援センター【総務部・区民部・都福祉保健局・都財務局・都教育庁】

第 1 救援センターの指定

- 1 開設場所
 - 震災によって、被災した住民の救援・救護を実施するため必要があるときは、その拠点として救援センターを開設する。救援センターは、区立全小中学校等とする。
- 2 指定基準（区が事前に指定）
 - 原則として、町会を単位として指定する。
 - 耐震・耐火構造を備えた学校等の公共建物等を利用する。
 - 救援センターでの収容人数の算出基準は、感染症対策を考慮し、一人あたり 4 m²を確保することを目標とする。
- 3 不測事態に対する備え
 - 感染症対策を講じた救援センターの運営では、東京都被害想定で示された避難者数の受け入れを行う場合、様々な課題が生じるおそれがあるため、救援センター以外での救援・救護活動についても対応を検討していく。
- 4 安全性の確保
 - 救援センターに指定した建物は、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別を踏まえてプライバシーの確保や生活環境を良好に保つように努める。
- 5 避難所機能の確保・強化
 - 区立小中学校の救援センターは、児童・生徒及び教職員用も含めて、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど避難所機能の強化を図る。

第 2 救援センターの開設

- 1 開設の主体
 - 救援センターは、救援センター運営調整会議のもと、避難者による運営を基本とし、学校や他自治体等からの応援職員、ボランティアを中心に区を含めた関係機関が支援する。
 - 混乱／立ち上げ期における各組織の役割は、平常時に各救援センターにおいて定め、『救援センター開設マニュアル』に記載する。

2 開設の手順

- 救援センターの開設は、平日昼間（教職員・児童・生徒が学校にいる場合）と夜間・休日（教職員・児童・生徒が学校にいない場合）によって、手順が一部異なる。
- 詳しい手順は、救援センター単位で策定に取り組んでいる『救援センター開設マニュアル』に記載する。
- 迅速に円滑かつ安全に開設するため、『救援センター開設マニュアル』は、訓練の実施等を通じて、関係機関で共有し、徹底を図る。

3 その他の対応

区 分	内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区長は、災害により救援センターを開設する必要があると認めるときは、各地域本部長に対し、所管の救援センターを、被害状況に応じて順次開設するよう指示する。 ○ 区長は、救援センターを開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整は防災行政無線で行う。 ○ 救援センターを開設した場合は、管理責任者（救援センター長）を置く。 ○ 救援センターの開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（厚生労働大臣の事前承認を含む）を受ける。 ○ 開設予定の救援センターが被災するなどの事情により、開設することが困難な場合または被災者の増大により救援センターの収容能力が不足する場合には、その他の公共施設や教育施設等を補助救援センターとして開設するほか、必要に応じて都財務局が調達する資材等により、一時的に被災者を収容する施設を野外に設置する。 ○ なお、野外受け入れ施設の設置期間は、救援センターが開設されるまでの間若しくは応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。また、野外受け入れ施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡は、救援センターの開設と同様とする。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村の報告に基づき、避難所の所在地等について把握するとともに、区から野外受入施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を都財務局に調達方依頼する。
都財務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉保健局から野外受入施設の開設に必要な資材の調達依頼があったときは、直ちに緊急調達の手配を行う。なお、調達する資材は、その緊急性に鑑み短期日に設置可能なテントとする。
都教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 ○ 避難所に指定されている学校の校長は、区市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。

第3 救援センターの運営

1 運営主体

- 救援センター運営調整会議のもと、住民が中心となって運営し、必ず女性が一定割合は参画するよう配慮し、男女双方の視点を導入した運営を確保する。
- 学校・区・ボランティアなどの関係機関は、住民による救援センターの運営を支援する。
- 救援センター運営期における救援センター運営組織各部の役割は、以下のとおりとする。

担当	各部	業務内容
住民	庶務部	(1) 救援センターの環境整備（避難スペース・通路等共用部分確保・感染症対策等） (2) 部屋割り（一般の避難者、要配慮者、感染症罹患者、ペット連れ等） (3) 生活ルールづくり (4) ボランティア受入体制の整備
	福祉部	(1) 要配慮者のケア（健康状態の確認、生活の支援） (2) 避難行動要支援者等の福祉救援センター等への移送
	情報連絡部	(1) 地域本部との連絡調整 (2) 避難者名簿の作成、管理 (3) 避難者の情報収集 (4) 感染症に関するとりまとめ
	物資調達部	(1) 備蓄物資・救援物資・食糧・水等の管理と調達・配給 (2) 炊き出し等
	救護・衛生部	(1) 医療救護所の運営支援（負傷者の応急手当等） (2) 救援センターの衛生管理（清掃、トイレの利用とし尿の衛生管理） (3) 避難者のケア (4) 救援センター内の感染症対策の促進 (5) ごみの排出等の指導
学校教職員	学校部	(1) 救援センター立ち上げ時の施設設備点検 (2) 学校設備使用の指導、管理（応急補修等） (3) 応急教育計画の作成 (4) 学校（授業）再開の準備

2 運営の手順

(1) 開設・運営手順

- 詳しい開設手順は、救援センター単位で作成する『救援センター開設マニュアル』に記載する。運営の手順は、開設手順と同様に訓練等を通じて、関係機関で共有する。

(2) 感染症対策の視点

- 救援センターの運営は、感染症対策を十分に考慮して行う。
- 運営に従事する者は、必要に応じてマスク、手袋、フェイスガード、防護服等を着用し、感染及び感染拡大防止に務める。

- 感染症対策として、受付時に必ず健康状態の確認を行い、感染症の疑いがある避難者は、他の避難者と離れた場所で措置する。
 - 避難スペースは、感染の危険を避けるため、一人あたりの専有面積を感染症対策に必要な広さ（概ね4㎡程度）を確保し、必要に応じて間仕切りや飛沫等の飛散防止対策を実施する。
 - 定期的に避難スペースの消毒・換気、検温や手指等の消毒を実施する。
 - 救援センター内でのマスクの着用を徹底するとともに、使用済みのマスクやティッシュペーパー等の廃棄方法については、普通ごみと分別し、廃棄場所などに細心の注意を払う。
 - 健常な避難者と感染症罹患者、体調不良者等が安易に接触しないよう避難スペースや動線等を事前に定めておく。
- (3) 男女の視点
- 『救援センター開設マニュアル』には、被災時のニーズの違いなど男女の視点に十分配慮して、開設・運営にあたるよう記載する。
 - 例えば、女性専用の物干し場、更衣室、授乳スペースの確保、生理用品や女性用下着などの女性による配布、性犯罪から子どもや女性を守る体制の整備など、女性の参画による運営が進められるよう記載する。
- (4) ボランティアの派遣要請
- 救援センターの運営にあたって、ボランティアの協力が必要な場合、区は豊島区災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。
- (5) 情報提供
- 区は、救援センターに避難した被災者に対して、正確かつ迅速な情報を提供するため、テレビ、ラジオ（見えるラジオ）等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ等を整備する。

第3節 福祉救援センター等【総務部・保健福祉部・子ども家庭部】

第1 施設の種類の

名 称	定 義
福 祉 室	要配慮者を受け入れるスペースで、救援センターの和室や多目的室等。
通所型・福祉救援センター	特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、障害者のための救援センター。例えば、心障センター、生活実習所、福祉作業所等。（東京都地域防災計画の「二次避難所」に相当）
介護型・福祉救援センター	特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、重度の要介護者のための救援センター。例えば、特別養護老人ホーム等。（東京都地域防災計画の「二次避難所」に相当）
子育て支援・乳幼児対応型・福祉救援センター	救援センターでの生活が困難な乳幼児及び保護者のための救援センター。例えば、区立の保育園、子ども家庭支援センター。

【参照：福祉救援センター（通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型）、補助救援センター一覧（資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.60）】

第2 施設の開設

1 指定基準等

- 区は、耐震・耐火構造等を踏まえた上で、福祉救援センター（介護型、通所型、子育て支援・乳幼児対応型）を指定する。
- 区は、指定した福祉救援センター（通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型）に、平常時の利用者等及び職員用も含め、食料の備蓄や資器材等必要な整備をする。
- 指定した福祉救援センター（通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型）の所在地等は、所定の様式に基づき都福祉保健局に報告する。

2 都の対応

- 区市町村からの報告に基づき、二次避難所の所在地等を把握する。
- 都立施設のほか、国立、法人立の社会福祉施設等の二次避難所への指定に向けた条件整備に努める。

3 開設の報告

- 福祉救援センター（通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型）・福祉室を開設したときは、開設の日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を所定の様式により、速やかに都福祉保健局、警察署及び消防署などの関係機関に報告する。

第3 施設の運営

福祉救援センター等は、避難行動要支援者等や支援団体等の意見を反映した運営とする。

1 福祉室の運営

- 福祉室は、避難者間で運営し、特に運営人員については、介護士やヘルパー等介護の技術を有した者が望ましい。

2 福祉救援センター（通所型、介護型）の運営

(1) 運営体制の構築

- 発災後一定期間は、平常時に働く職員が中心となって福祉救援センターを運営する。
- 各施設では、福祉救援センターの具体的な運営方法を検討する。

(2) 職員配備体制の検討

- 各施設では、平常時に働く職員の中で、発災直後に参集する人員を定めておく。特に、参集人員は施設長や介護の技術を持った職員を優先的に定めておくことが望ましい。
- 施設の運営人員不足を解消するため、今後、指定管理者及び介護事業者等との連携・協定の締結による人的資源の確保を進めていく。

3 福祉救援センター（子育て支援・乳幼児対応型）の運営

(1) 運営体制の構築

ア 保育園

- ・ 在園児がいる場合は、保護者への引き渡しとともに、福祉救援センターの開設を準備する。
 - ・ 在園児がいない場合は、職員が参集次第、福祉救援センターの開設を準備する。
- イ 子ども家庭支援センター
- ・ 利用者がいる場合は、最寄りの救援センターを案内し、その後、福祉救援センターの開設を準備する。ただし、一時保育利用等で利用者が子どものみの場合は保護者への引き渡し後に、福祉救援センターの開設を準備する。
 - ・ 利用者がいない場合は、職員が参集次第、福祉救援センターの開設を準備する。

(2) 職員配備体制の検討

- 各施設では、平常時に働く職員の中で、発災直後に参集する人員を定めておく。
- 施設の運営人員が不足する場合は、災害対策本部より人員を派遣する。

第4 避難者の収容調整

- 避難者を効率的に収容するためには、各避難者収容施設の状況を考慮した上で、施設全体の収容調整が必要である。
- このため、災害対策本部災対福祉部に福祉救援センター課を設置し、各施設の開設・収容状況を把握した上で、区内での避難者の収容調整にあたる。
- 感染症対策を行うにあたり、救援センターと感染症についての情報を共有した上で、必要な収容調整を行う。

第5 調整の要請

- 福祉救援センター長は、次の場合に、地域本部を介して福祉救援センター課に調整を要請する。
 - ・ 福祉室の要配慮者を福祉救援センターへ移送する必要性が生じた場合
 - ・ 福祉救援センターの施設管理者（または施設管理者代理）から、当該センターに避難者を収容しきれない旨の届出があった場合

第6 要配慮者対応の調整体制

- 福祉救援センター課は、避難者の収容調整だけでなく、人的資源の調整など要配慮者対応全体の調整体制の確立を検討していく。
- 要配慮者の収容にあたっては、救援センター、地域本部と必要な情報について綿密な共有を図る。

第7 感染症対策

- 福祉救援センターにおける感染症対策については、救援センターの感染症対策と同様の対応を行う。

第8 福祉専門職員の派遣要請

- 区は、福祉救援センターにおいて運営に支障をきたしている場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。
- 東京都災害福祉広域調整センターは、派遣要請を受けた場合、福祉専門職員の福祉救援センターへの派遣調整を行う。

第4節 補助救援センター【総務部・区民部・子ども家庭部】

第1 施設の種類

- 救援センターにおいて避難者を収容しきれなかった場合、補助救援センターを開設する
- 補助救援センターは、地域区民ひろば、ジャンプ、都立高校、私立大学等の教育施設等とする。（東京都地域防災計画における「避難所」に相当）

【参照：福祉救援センター（通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型）、補助救援センター一覧（資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.60）】

第2 施設の開設

1 指定基準等

- 区は、耐震・耐火構造等を踏まえた上で、補助救援センターを指定する。
- 区は、開設した補助救援センターに、飲料水や食料、資器材等の必要物資を救援センターから運搬する。
- 補助救援センターの所在地等は、所定の様式に基づき、都福祉保健局に報告する。
- 令和2年3月に雑司ヶ谷公園内に開設した「丘の上テラス」や令和4年度に竣工予定の長崎健康相談所など、新設、改修される施設については、補助救援センターとして指定することを検討する。

2 施設の開設指示

- 補助救援センターの開設は、救援センターの避難者の収容状況に応じて迅速に対応する。

3 開設の報告

- 補助救援センターを開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を所定の様式により、速やかに都福祉保健局、警察署及び消防署等関係機関に報告する。

第3 施設の運営

1 利用者保護

- 補助救援センターでは、施設の開館時間中に発災した場合、発災直後の一定期間は利用者を保護する。

2 職員配備

- 各施設では、平常時に働く職員の中で、発災直後に参集する人員を定めておく。
- 補助救援センター課は、職員の派遣を検討する。

第4 補助救援センター課の設置

- 避難者を効率的に収容するためには、各避難者収容施設の状況を考慮した上で、施設全体の収容調整が必要である。
- このため、災害対策本部地域防災部に補助救援センター課を設置し、各施設の開設・収容状況を把握した上で、区内での避難者収容の調整を図る。

第5 調整の要請

- 救援センターにおいて、避難者を収容しきれない場合には、救援センター長は地域本部長または地域本部長補佐に調整を要請する。
- 地域本部長または地域本部長補佐は、まず、管轄する地域内において避難者収容を調整する。地域内で避難者を収容しきれない場合には、補助救援センター課に調整を要請する。
- 要配慮者を収容する場合は、救援センター、地域本部と必要な情報について綿密な共有を図る。

第6 感染症対策

- 補助救援センターにおける感染症対策については、救援センターの感染症対策と同様の対応を行う。

第5節 被災者の他地区への移送 【総務部・区民部】

各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区長は、区の救援センターに被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。 ○ 被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送先における救援センター管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 ○ 都から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに救援センターを開設し、受入態勢を整備する。 ○ 移送された被災者の救援センターの運営は、移送元の区市町村が行い、区が被災者を受け入れた場合は運営に協力する。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、都福祉保健局は警視庁と協議の上、被災者の移送先を決定する。 ○ 知事は、移送先が決定後、直ちに移送先の区市町村長に避難所の開設を指示要請し、被災者の受け入れ態勢を整備させる。 ○ 被災者の移送方法については、都福祉保健局が当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するものとする。

第6節 出先施設における応急対策

【区民部・子ども家庭部・教育委員会事務局教育部】

第1 子どもスキップにおける応急対策

災害時において、子どもスキップを一般利用している児童、学童クラブ児童及び保護者の生命及び身体の安全を確保するため、災害予防及び応急対策について万全を期する必要がある。また、子どもスキップは、学校（救援センター）と連携して応急対策にあたる。

1 事前準備

- 子どもスキップ所長は、施設の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急計画を策定しておくものとする。
- 子どもスキップ所長は、災害の発生に備え次のような措置を講じておかなければならない。
 - ・ 子どもスキップを一般利用している児童、学童クラブ児童及び保護者の避難訓練等を実施すること。
 - ・ 児童の保護者等への連絡方法、引渡し方法を検討するとともに、その周知を図っておく。
 - ・ 利用時間内に災害が発生した場合、保護者等の引取りは困難と予想される。このため、子どもスキップ内に残留する児童の保護について対策を講じておく。
 - ・ 上記に関して、子どもスキップは、学校と連携し、事前に対策を協議しておく。

2 災害時の体制

- 子どもスキップ所長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずること。
- 子どもスキップ所長は、災害の規模、児童・職員及び施設等の被害状況を把握するとともに、教育委員会事務局教育部放課後対策課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下、同じ。）と連携し、職員を指揮し災害対策を実施して施設の管理等万全な措置を講ずる。

3 学童クラブの再開

- 子どもスキップ所長は、職員を掌握して子どもスキップを整理し、また、学校長と連絡を密にして、学童クラブ児童の被害状況を調査するとともに、放課後対策課と連携し復旧に努める。
- 放課後対策課は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、子どもスキップ所長はその指示事項の徹底を図る。
- 子どもスキップ所長は、災害の推移を把握し、放課後対策課及び学校長と連絡のうえ、学童クラブが平常に戻るよう努め、その時期を保護者に連絡する。

第2 中高生センタージャンプにおける応急対策

災害時において、中高生センタージャンプに来館している利用者の生命及び身体の安全を確保するため、災害予防及び応急対策について万全を期する必要がある。また、中高生センタージャンプは、地域本部との連絡を確保するとともに、補助救援センター開設に向けた安全確認等を行う。

1 事前準備

- ジャンプ所長は、施設の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急計画を策定しておくも

第2部 災害応急対策計画

第11章 救援センター、福祉救援センター、補助救援センター

のとする。

- ジャンプ所長は、災害の発生に備え次のような措置を講じておかなければならない。
 - ・ 利用者の避難訓練等を実施すること。
 - ・ 利用時間内に災害が発生した場合の、ジャンプ内に残留する利用者保護について対策を講じておく

2 災害時の体制

- ジャンプ所長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずること。
- ジャンプ所長は、災害の規模、利用者・職員及び施設等の被害状況を把握するとともに、子ども家庭部子ども若者課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下、同じ。）と連携し、職員を指揮し災害対策を実施して施設の管理等万全な措置を講ずる。
- ジャンプに補助救援センターを開設したときは、ジャンプ所長は、災害対策本部と連携し、その管理及び運営にあたる。

3 中高生センタージャンプの再開

- ジャンプ所長は、職員を掌握して施設を整理し、また、子ども若者課と連携し復旧に努める。
- 子ども若者課は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、ジャンプ所長はその指示事項の徹底を図る。
- 補助救援センターとしてジャンプを提供し、長期間ジャンプとして使用できないときは、子ども若者課と協議して再開のための措置を講ずる。

第3 区民ひろばにおける応急対策

区民ひろばは、災害時において「利用者保護」を最優先し、利用者の安全確保を行う。また、地域本部の開設要請を受け、「補助救援センター」を開設する。

1 事前準備

- 区民ひろばでは、施設の立地条件等を考慮したうえ、補助救援センター開設・運営マニュアルに基づき、災害時の応急計画を策定しておくものとする。
- 施設長は、災害の発生に備え次のような措置を講じておかなければならない。
 - ・ 利用者の避難訓練等を実施すること。
 - ・ 利用者の施設利用登録時に緊急連絡先等を把握しておくこと。
 - ・ 上記に関して、区民ひろばは、運営協議会はじめ地域の各関係機関と連携し、事前に対策を協議しておくこと。

2 災害時の体制

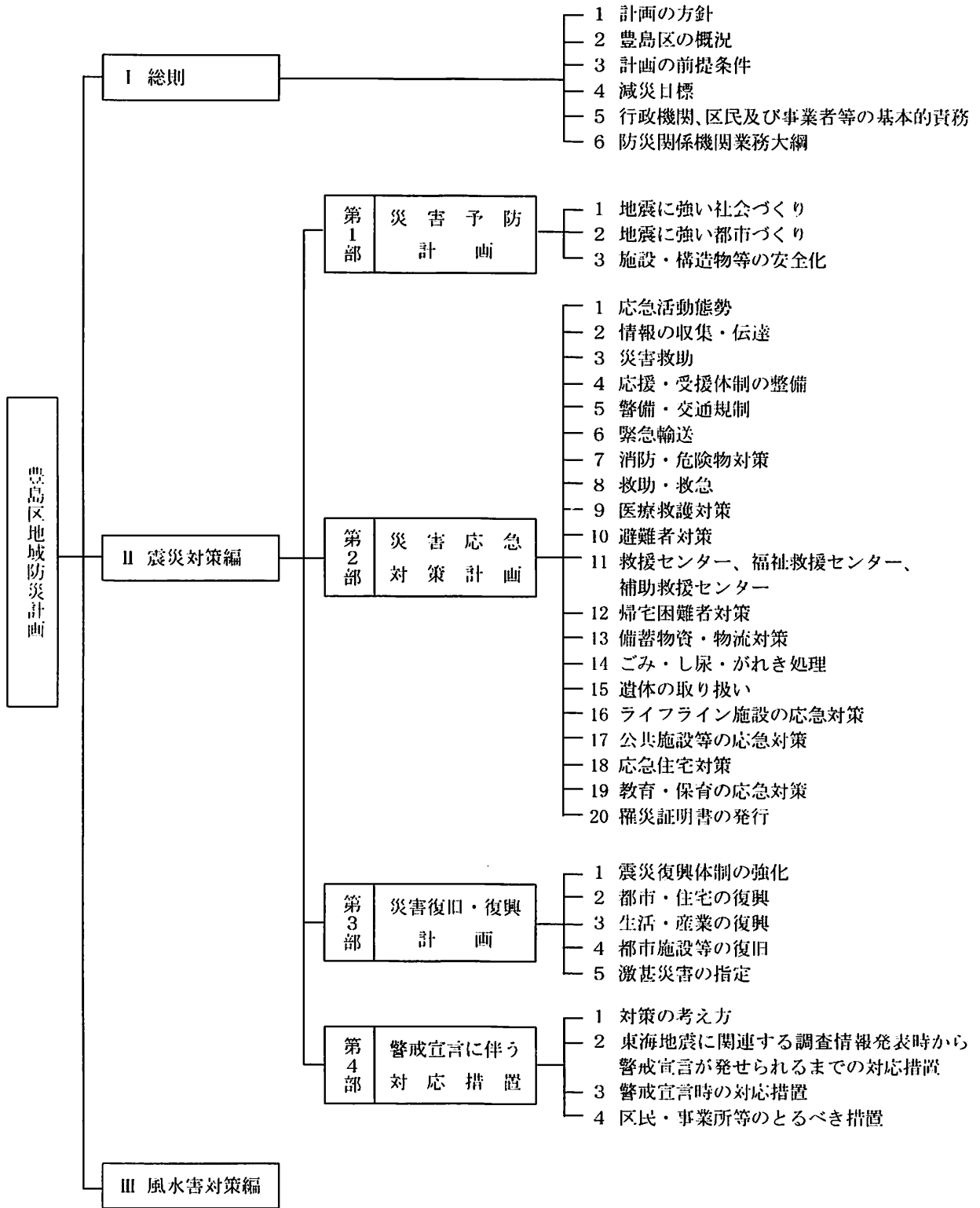
- 施設長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずること。
- 施設長は、災害の規模、利用者・職員及び施設等の被害状況を把握するとともに、区民部地域区民ひろば課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下、同じ。）と連携し、職員を指揮し災害対策を実施して施設の管理等万全な措置を講ずる。
- 発災後、利用者がすべて退館、または救援センターに移動し、利用者保護が完了した区民ひろばの施設長は、区民部地域区民ひろば課に報告した後、施設を閉館し、区民ひろばにおける補助救援センターの開設に向けて準備を行う。

- 区民ひろばに補助救援センターを開設したときは、その施設長は、災害対策本部と連携し、補助救援センター開設・運営マニュアルに従って、その管理及び運営にあたる。NPO法人が運営する区民ひろばにおいては、派遣される配備職員（応援職員含む）に円滑に引き継ぎ、引き継ぎ後は住民運営組織の中心的役割を担う。

3 区民ひろばの再開

- 施設長は、職員を掌握して施設を整理し、また、区民部地域区民ひろば課及び運営協議会と連絡を密にし、復旧に努める。
- 区民部地域区民ひろば課は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、施設長はその指示事項の徹底を図る。
- 施設長は、災害の推移を把握し、区民部地域区民ひろば課及び運営協議会と連絡のうえ、区民ひろばの運営が平常に戻るよう努め、その時期を掲示やホームページ等を利用して周知する。
- 補助救援センターとして区民ひろばを提供し、長期間区民ひろばとして使用できないときは、その施設長は、地域区民ひろば課と協議して再開のための措置を講ずる。

計 画 の 体 系



Ⅱ 震災対策編

第2部 災害応急対策計画

第1章	応急活動態勢	1
第2章	情報の収集・伝達	19
第3章	災害救助.....	34
第4章	応援・受援体制の整備.....	39
第5章	警備・交通規制	46
第6章	緊急輸送.....	50
第7章	消防・危険物対策	53
第8章	救助・救急.....	59
第9章	医療救護対策.....	60
第10章	避難者対策.....	73
第11章	救援センター、福祉救援センター、 補助救援センター	83
第12章	帰宅困難者対策	94
第13章	備蓄物資・物流対策	100
第14章	ごみ・し尿・災害廃棄物処理.....	107
第15章	遺体の取り扱い.....	112
第16章	ライフライン施設の応急対策.....	119
第17章	公共施設等の応急対策	126
第18章	応急住宅対策.....	135
第19章	教育・保育の応急対策	139
第20章	罹災証明書の発行	144

6-8